

1 新潟農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図 番号	除外箇所	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
	西区 内野上新町 13099番24	農用地	法第13条第2項 全号該当 具体的理由：堆肥保管施設の 建設のため。	2,056㎡ (雑種地)	工場用地

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市西区内野上新町地区において、堆肥保管施設の建設を行うものである。

平成18年4月より内野上新町地区で食品残渣を利用した堆肥生産を行っている申出者は、堆肥の主な供給先である地元農業者の要望を受け、良質な堆肥の生産のために製造過程を見直すこととした。良質な堆肥を生産するためには十分な堆肥の熟成期間が必要となり、そのためには保管施設の増設が不可欠となる。現在の敷地内では施設を増設する土地がないため、必要な規模の土地を確保しようとするものであるが、近隣に市街化区域はなく、農用地区域外の土地についても適地はない。また、隣接する農用地が確保できなかったため、やむを得ず既存施設用地と若干離れた農用地区域の当該地を選定したものである。

当該地周辺は砂丘地農業が盛んな地域であるため、大量の有機質肥料を必要としており、即時に使用ができる良質な完熟堆肥を利用することにより高品質で環境にやさしい農作物の生産が可能となることから、当該施設の設置は地域農業の更なる発展に繋がるものである。

以上のことから、その用に供する土地を農用地区域から除外し、新潟農業振興地域整備計画を変更するものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図1】及び【詳細図1】

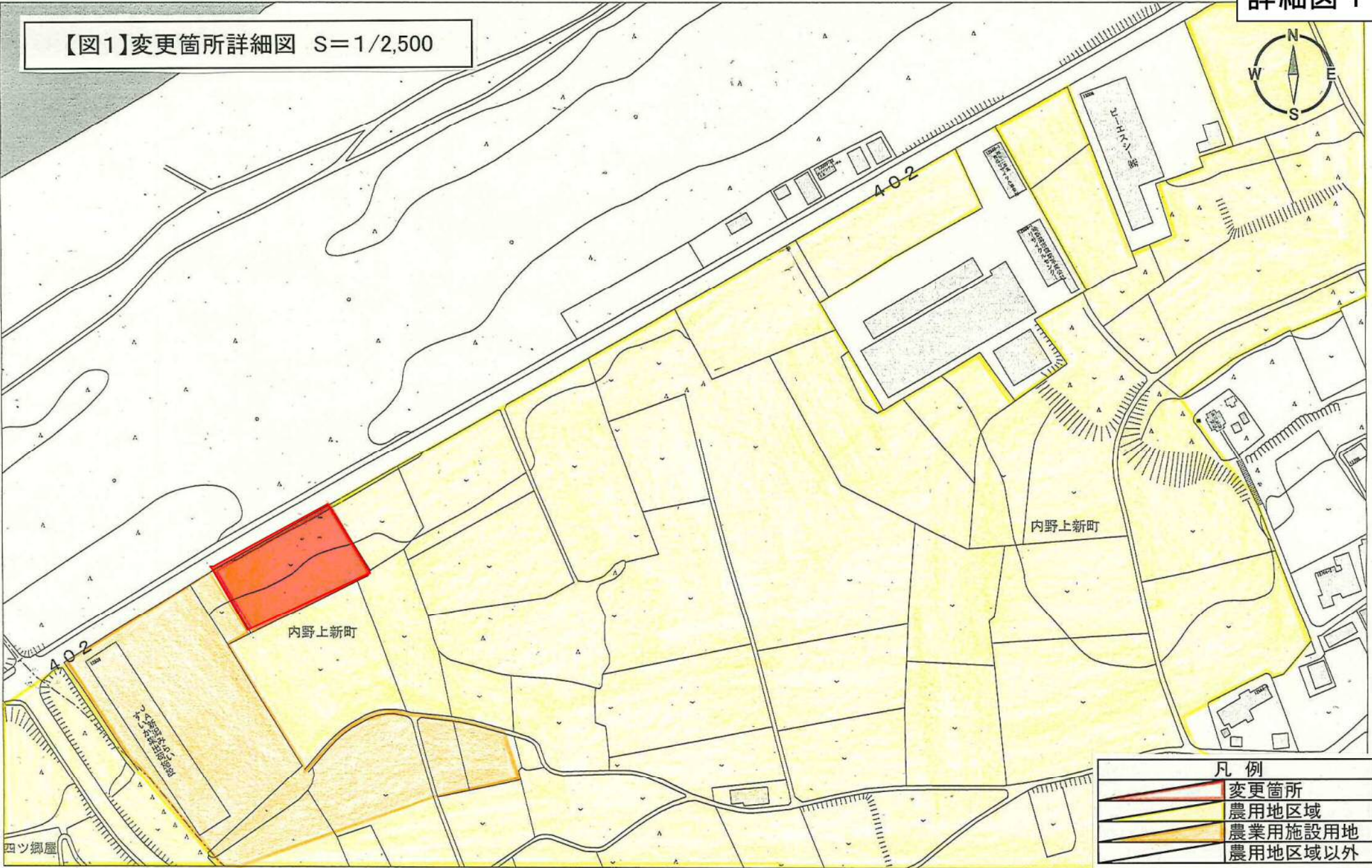
4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

該当なし

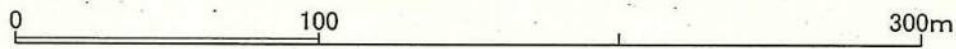
5 当該変更の経過

日付	事項
H27. 10. 26	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H27. 11. 18	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H27. 12. 7	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧開始
H28. 1. 6	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H28. 1. 21	新潟農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H . . .	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H . . .	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H . . .	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る 1 2 条公告（農振除外）

【図1】変更箇所詳細図 S=1/2,500



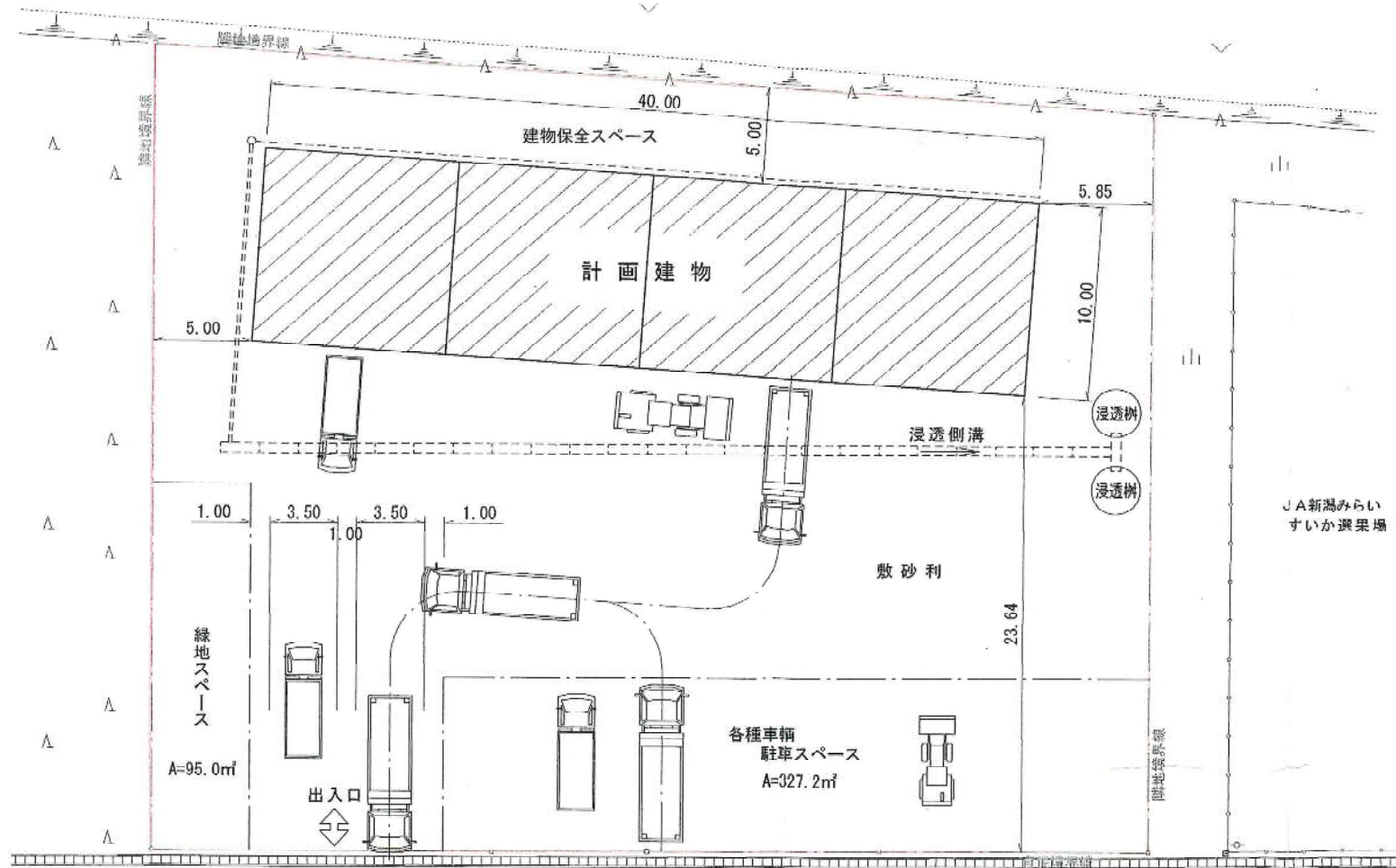
凡例	
	変更箇所
	農用地区域
	農業用施設用地
	農用地区域以外



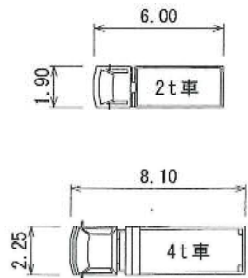
土地利用計画図

S=1:250

新潟市西区内野上新町



JA新潟みらい
すいか選果場



国道402号線 As

歩道 As

図面名	土地利用計画図	図面番号	2
作製年月日	平成25年6月 日	縮尺	1:250
作製者	新潟市西蒲区巻甲1557番地18 有限会社 第一設計事務所 代表取締役 謝 景 士 海 藤 茂 TEL 0256-73-8955 FAX 0256-72-0343	担当者	